開会の日 令和3年9月16日(木)

場 所 委員会室

◆出席委員(6人)

委員長	籠	山	恵美	子
副委員長	上ヶ	吹	豊	孝
委員	野	村	勝	憲
委員	住	田	清	美
委員	井	端	浩	=
委員	谷		敬	信

◆欠席委員(なし)

◆説明のために出席した 者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯 之	下	明	宏
農林部長	野	村	久	徳
林業振興課長	竹	田	慎	=
林業振興課長補佐	東		弘	通

◆職務のため出席した 事務局員

議会事務局長岡田浩和書記水上時雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第84号 字区域の変更について(河合町角川垭・垭地区) 議案第85号 字区域の変更について(河合町新名 I 地区) 議案第86号 字区域の変更について(神岡町西Ⅵ地区)

(開会午後1時00分)

◆開会

●委員長(籠山恵美子)

皆さん、こんにちは。ただいまから第9回産業常任委員会を開会いたします。本日の出 席委員は全員であります。

本委員会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

当委員会に付託された案件及び協議事項は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を告げてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いします。また、執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いします。以上、ご協力をお願いします。

◆1.付託案件審査

◆議案第84号 字区域の変更について (河合町角川WI・WI地区)

から

議案第86号

字区域の変更について(神岡町西VI地区)

●委員長 (籠山恵美子)

それでは、付託案件の審査を行います。議案第84号、字区域の変更について(河合町角川Ⅶ・Ⅷ地区)から議案第86号、字区域の変更について(神岡町西Ⅵ地区)までの3案件を会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。

説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長(籠山恵美子)

野村農林部長

※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□農林部長(野村久徳)

それでは議案第84号から議案第86号までをとおしてご説明いたします。

議案第84号、字区域の変更について(河合町角川VII・VIII地区)ですが、本案は地籍調査事業の結果に基づき、字区域の境界を変更するものです。2ページをごらんください。変更の大略は、河合町角川字松尾の一部を河合町角川字水なし及び井ノ平に変更を行うものです。3ページをごらんください。変更調書では、該当する土地の地番を記載しております。1つ目は河合町角川字松尾2,405の2と2,410の1を河合町角川字水なしに変更し、2つ目は河合町角川字松尾2,410の15を河合町角川字井ノ平に変更するものです。次の4ページは字界変更区域位置図になります。太い実線が「地籍

調査事業の施行区域」、丸印は字境変更カ所の位置を表記しております。5ページにお進みください。こちらは字界変更区域図になります。色塗りされたカ所が字界変更となる区域、太い点線が字界を表記しております。上段が変更前、下段が変更後となっております。こちらのページは松尾の2筆を水なしに変更する区域図となっております。次の6ページは松尾の1筆を井ノ平に変更する区域図になります。変更理由は、それぞれ地形的な状況により、今後土地所有者が土地管理を円滑に行えるよう境界を整理するものです。

次に議案第85号、字区域の変更について (河合町新名 I 地区) についてご説明します。 2ページをお願いします。変更の大略ですが、河合町新名字西ノ尾の全部を河合町新名字 大堀に変更するものです。 3ページをお願いします。変更調書では、土地の地番を記載しております。河合町新名字西ノ尾 16 を河合町新名字大堀に変更するものです。次の 4ページは字界変更区域位置図になります。次の 5ページはその詳細を示す字界変更区域図となっております。変更理由は、境界線が地形上で分かれていない状況が確認されたため、山の尾根を境界として変更するものです。

次に議案第86号、字区域の変更について(神岡町西VI地区)についてご説明します。 2ページをごらんください。変更の大略ですが、神岡町西字上野の一部、西字脇谷の一部 及び西字荒神谷の一部を神岡町西字倉の坪に変更するものです。 3ページをお願いします。変更調書ですが、該当する土地の地番を記載しております。神岡町西字上野990の1ほか8筆、字脇谷1,077ほか10筆、荒神谷1,249ほか2筆の土地及びこれらの区域に介在する道路、水路である市有地の全部並びに字上野1,232、1,233の1、1,239の1に隣接する水路である市有地の一部、字荒神谷1,249、1,250に隣接する水路である市有地の一部、字荒神谷1,249、1,250に隣接する水路である市有地の全部を神岡町西字倉の坪に変更するものです。字界の変更区域につきましては、4ページの字界変更区域位置図でごらんください。詳細の字区域の変更区域図につきましては5ページから9ページをごらんいただきたいと思います。変更理由につきましては5ページから9ページをごらんいただきたいと思います。変更理由につきましてはいずれのカ所も境界線が地形上で分かれていない状況が確認されたため、今後の土地管理及び利用を円滑に行えるよう、地籍調査を機に道路、水路を境界として整理するものです。以上で説明を終わります。

●委員長(籠山恵美子)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。議案番号を述べて行ってください。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長(籠山恵美子)

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。議案番号を述べて行ってください。討論はありませんか。 (「なし」との声あり)

●委員長(籠山恵美子)

議案第84号、字区域の変更について、河合地を角川78地区から議案第86号、字区域の変更について、神岡町西6地区までの3案件について一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (籠山恵美子)

ご異議なしと認め、3案件について一括して採決を行います。

●委員長(籠山恵美子)

議案第84号から議案第86号までの3案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(籠山恵美子)

ご異議なしと認めます。よって、これら3案件は原案のとおり可決すべきものとして 報告することに決定をいたしました。

●委員長(籠山恵美子)

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りします。ただいま議決しました3案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(籠山恵美子)

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長 (籠山恵美子)

以上をもちまして、第9回産業常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会午後1時09分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 籠山恵美子